

令和6年第12回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年12月4日(水)午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、 近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	大澤 宏保、田中きょうこ
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広
議案	第59号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第60号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第61号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第62号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、2番大澤宏保委員、14番田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、12名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和6年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、11番竹谷益孝委員、12番玉田好二委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第59号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号2番の案件が、日程第3、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番号13番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第59号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件、交換による所有権移転1件の合計2件です。

受付番号1番は、川合の方と土岐市の方との間における売買による所有権移転です。

久々利地内において、譲受人は、申請地を取得して、経営規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

譲受人は、以前より久々利大萱地内で農地を借り受け、営農（ブドウ栽培）を行っていましたが、借り受けている農地がリニア中央新幹線のルート対象地となったため、今後営農ができなくなることとなり、他で営農ができる農地を探していました。

この件に関し、譲受人から農業委員会事務局に相談があったため、事務局で候補地を選定し提示したところ、譲渡人と譲受人の間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

受付番号2番は、中恵土の方と瀬田の方との間における交換による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は、所有地に隣接する申請地を取得して、経営の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、5条、受付番号13番の申請地との交換による取得になります。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

関連する5条、受付番号13番について、続けて説明します。

5条、受付番号13番は、瀬田の方と中恵土の方が、交換による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

平成26年に相続により住宅敷地を取得しましたが、相続時に分筆を誤って行ったため、住宅敷地内に農地が残ってしまいました。

これを是正するため、3条 受付番号2番の申請地と交換する形で農地転用を申請するものです。

また、この件に関しての始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p> <p>受付番号1番、久々利お願いします。</p>
竹 谷 委 員	<p>農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。</p> <p>受付番号1番は、久々利八幡神社の参道西にあります農地です。事務局から説明がありましたが、譲受人は、現在、大萱地内で農地を借りて、ぶどうを栽培しておられます。借り受けている農地が、リニア中央新幹線のルート対象地となり、ぶどう栽培が継続できなくなることから、他で営農できる農地を探して、事務局に相談されました。事務局から、候補地を選定して提示され、双方で話がまとまり、今回の申請となりました。大萱の農地は、農地パトロールで確認していますが、立派なぶどうが出来ており、管理機材ももっておられ、新たにぶどう苗を植えて栽培を継続される計画です。</p> <p>譲受人の居住地は、土岐市泉町となりますが、県道土岐可児線経由で申請地まで20分で行き来でき、耕作には、問題ないと思います。</p>
議 長 三 宅 委 員	<p>受付番号2番及び5条、受付番号13番、中恵土お願いします。</p> <p>推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。</p> <p>3条、受付番号2番と5条、受付番号13番は、御嵩町にある大型商業施設の西、可児市と御嵩町の境にある、隣接する農地です。交換による所有権移転で関係しますから併せて説明します。3条、受付番号2番は、兄が所有する農地を妹が交換で取得し、現状のまま使用し、営農の効率化を図るとのことです。5条、受付番号13番は、相続時に分筆登記をされましたが、一部建物が建築されている土地の分筆登記に誤りがあり、住宅敷地として利用している農地が妹名義で登録されたため、交換により取得して、現状のまま住宅敷地として利用されます。現在、住宅敷地として利用されているため、始末書が提出されています。3条と5条の交換となりますが、双方とも現状のまま使用されますので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
中 村 委 員 事 務 局	<p>中恵土の案件で、3条農地と5条転用、住宅敷地の交換は、可能ですか。</p> <p>農地法上の審議、許可は、3条案件、5条案件として別々に処理し、金銭が関係しないので、交換として大丈夫ですが、税法上に関しては、等価交換が可能かは分かりません。</p>
議 長 委 員 議 長	<p>他に、何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第59号について、原案のとおり許可することに、議案第60号、受付番号13番について、許可相当として、市に進達することに、ご異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第59号は、原案のとおり許可することに、議案第60号、受付番号13番について、許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第3、議案第60号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p>

なお、受付番号 12 番の案件は、申請取下げとなっており、受付番号 13 番については、先ほど審議を済ませておりますので、省略します。

また、受付番号 14 番から 17 番の案件が、日程第 4、議案第 61 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてと関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第 3、議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 13 件、賃借権の設定 3 件、交換による所有権移転 1 件の合計 17 件です。

日程第 4、議案第 61 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について併せて説明します。

事業計画の変更 2 件です。

それでは、5 条案件から順次説明いたします。

受付番号 1 番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

受付番号 2 番は、春日井市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して、建築工事業の駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号 3 番は、広見の方外 1 名と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、3 区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号 4 番は、土田の方と広見の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、名古屋市天白区の方外2名と塩の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、隣接地を一体利用して貸資材置場の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存倉庫敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成22年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を貸資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号6番は、塩の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、7区画に建築条件付きで宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号7番は、名古屋市昭和区の方外3名と名古屋市千種区の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、4棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和6年3月1日付けで農振除外されています。

受付番号8番は、下切の方と下切の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して、自宅への進入路の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

平成 25 年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を住宅への進入路敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 9 番から 11 番は、転用内容が同一であるため、併せて説明します。

大森の方と大森のリニア中央新幹線トンネル工事共同企業体が、賃借権の設定で一時転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内の 3 か所で、リニア中央新幹線トンネルルートของボーリング調査を行うとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

ボーリング調査のための一時転用で、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、ボーリング調査のみで、造成や建築工事を行わないとのことです。

一時転用の期間は、許可日から 4 か月間となります。

受付番号 12 番は、申請取下げです。

受付番号 13 番は、先ほど 3 条と関連していたため、審議済みです。

受付番号 14 番、15 番は、譲渡人と転用目的、内容が同一であるため、併せて説明します。

名古屋市昭和区の法人が岐阜市の方と小牧市の方へ、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅に建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、事業計画変更、受付番号 1 番と同時申請ですので、こちらも続けて説明します。

事業計画変更、受付番号 1 番は、転用申請の内容は、5 条、受付番号 14 番、15 番と同じになりますので、省略します。

事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり申請地に分譲住宅を建築する予定でしたが、資材価格の高騰等により、計画が中断していました。

その後、事業承継者から申請地に住宅を建てたいという申し出があったことから、造成まで済ませたのち、譲渡することになりました。

受付番号 16 番、17 番は、譲渡人と転用目的、内容が同一であるため、併せて説明しま

す。

名古屋市昭和区の法人が今渡の方と関市の方へ、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、一般個人住宅に建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

この案件は、事業計画変更、受付番号2番と同時申請ですので、こちらも続けて説明します。

事業計画変更、受付番号2番は、転用申請の内容は、5条、受付番号16番、17番と同じになりますので、省略します。

事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、計画どおり申請地に分譲住宅を建築する予定でしたが、資材価格の高騰等により、計画が中断していました。

その後、事業承継者から申請地に住宅を建てたいという申し出があったことから、造成まで済ませたのち、譲渡することになりました。

受付番号18番は、兼山の方と東京都千代田区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、隣接地を一体利用して、電気機械製造業の従業員駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、名鉄広見線今渡駅の北、国道21号線の北側、住宅地の一角に残っていた農地を隣接地に居住する譲受人が購入して駐車場敷地として整備し、利用するための転用申請です。被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は自然浸透で処理され、駐車場として利用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、3番、下恵土をお願いします。

中村委員

農業委員3番の中村が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土県道御嵩犬山線、さつき大橋北交差点の西側にあり、登記地目は宅地ですが、現状は防草シートが貼ってある農地です。東側隣接地で建築工事業をしている譲受人が駐車場として利用するための転用申請です。周囲に農地はありませんが被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は自然浸透で、駐車場としての利

江口委員	<p>用であり、転用されても、問題ないと思います。</p> <p>推進委員1番の江口が受付番号3番の案件について報告します。</p> <p>受付番号3番は、下恵土、今渡南小学校の西にある農地を隣接地と一体利用して、3区画に宅地分譲する転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。</p>
議長 奥田委員	<p>受付番号4番、土田お願いします。</p> <p>農業委員4番の奥田が受付番号4番の案件について報告します。</p> <p>受付番号4番は、土田小学校の北、白髭神社の参道西の農地を譲受人が購入して一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は、南側の道路側溝へ排水され、上水道とも整備されていますので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議長 山本(富)委員	<p>受付番号5番から7番、塩お願いします。</p> <p>農業委員6番の山本が受付番号5番から7番の案件について報告します。</p> <p>受付番号5番は、塩地内、春里小学校西、市道交差点北にある自動車整備店舗の北側に隣接する農地で、既に自動車整備店舗の資材置場として利用されているため、始末書が提出されている案件です。東は矢戸川で、周囲は一体利用地で農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は、自然浸透で、上下水道の利用は無く、転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号6番は、坂戸のガソリンスタンド、セラミック工場の南、農振農用地内の農地を除外して、建築条件付きで7区画に宅地分譲するための転用申請です。令和6年3月1日に農振除外され、土地改良管理組合の同意、雨水排水同意もあり、周囲への被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置されます。雨水は位置指定道路で側溝を整備され、土地改良水路への排水となります。上下水道とも自費工事で敷設され、接続可能となります。以上の事から転用されても、問題ないと思います。</p>
議長 鈴木(泰)委員	<p>受付番号7番は、受付番号6番の案件の田んぼ1枚東にあり、農振農用地内の農地を除外して、分譲住宅4棟を建築するための転用申請です。令和4年2月25日に農振除外され、土地改良管理組合の同意、雨水排水同意もあり、周囲への被害防除としてコンクリートブロック及び擁壁を設置されます。雨水は位置指定道路で側溝を整備され、土地改良水路への排水となります。上下水道とも自費工事で敷設され、接続可能となります。以上の事から転用されても、問題ないと思います。</p> <p>受付番号8番、下切お願いします。</p> <p>推進委員5番の鈴木が受付番号8番の案件について報告します。</p> <p>受付番号8番は、下切山寺のみずきヶ丘団地入口の北にある農地で、既に譲受人の自宅への進入路として利用されているため、始末書が提出されている案件です。既に進入路として利用されており、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。</p>
議長 伊藤委員	<p>受付番号9番から11番、大森お願いします。</p> <p>農業委員10番の伊藤が受付番号9番から11番の案件について報告します。</p> <p>受付番号9番から11番は、場所は多少違いますが、転用目的、内容が同じですので、</p>

併せて説明します。転用目的は、リニア中央新幹線トンネルルート上部付近のボーリング調査となり、やぐらを組んでボーリング調査を実施されます。許可日から4か月間の一時転用で、工事終了後は農地へ復元されます。3か所とも同一所有者で、工事が終われば、現状復旧して農地とし、事務局へ完了届を提出して、所有者へ返されます。周囲への影響もないため、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号12番は、申請取り下げ、受付番号13番は、審議済みですので、省略します。受付番号14番から17番及び事業計画変更、受付番号1番、2番、中恵土お願いします。

三宅委員

推進委員9番の三宅が受付番号14番から17番及び事業計画変更、受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号14番と15番及び事業計画変更1番は、同一地ですので、併せて報告します。

中恵土の住宅地の一角にある農地で、当初事業計画者が分譲住宅2棟を建築する計画で転用許可を得ていましたが、資材価格の高騰等により計画が中断していました。その後、事業継承者から申請地で住宅を建築したいとの申し出があり、造成して譲渡する話がまとまり、今回、5条と事業計画変更が申請された案件です。周囲には、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は北側市道の側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号16番と17番及び事業計画変更2番は、同一地ですので、併せて報告します。こちら、中恵土の住宅地の一角にある農地で、当初事業計画者が分譲住宅2棟を建築する計画で転用許可を得ていましたが、資材価格の高騰等により計画が中断していました。その後、事業継承者から申請地で住宅を建築したいとの申し出があり、造成して譲渡する話がまとまり、今回、5条と事業計画変更が申請された案件です。周囲には、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は北側市道の側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号18番、兼山お願いします。

三宅委員

推進委員9番の三宅が受付番号18番の案件について報告します。

受付番号18番は、兼山の工場が数件立地している地域に隣接する農地で、近隣の電気機械製造業の職員駐車場を整備するための転用申請です。転用事業者は、事業拡大により、従業員駐車場が不足するため、近隣に駐車場を整備されます。周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は自然浸透と市道道路側溝への排水、駐車場として利用のため上下水道の利用はありません。地元の水利組合の同意もあり、転用されても、問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

【意見・質疑なし】

議長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第60号、受付番号1番から11番及び14番から18番について、許可相当として、議案第61号について、承認相当として、それぞれ市に進達することにご異議ございませんか。

委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 60 号、受付番号 1 番から 11 番及び 14 番から 18 番について、許可相当として、議案第 61 号について、承認相当として、それぞれ市に進達することに決しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第 5、議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 5、議案第 62 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。</p> <p>今月の申請は、2 件です。</p> <p>受付番号 1 番は、土田の方と土田の方との間での新規の使用貸借権の設定です。</p> <p>土田地区内の該当農地について、令和 7 年 4 月から令和 9 年 11 月までの 2 年 8 か月、利用集積を図るものです。</p> <p>受付番号 2 番は、塩河の方と塩河の方との間での新規の使用貸借権の設定です。</p> <p>塩河地区内の該当農地について、令和 11 年 12 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 62 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 62 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。</p> <p>1. 農地の適正管理の 11 月指導分について報告します。</p> <p>別紙資料 1 をご覧ください。(6 箇所)</p> <p>農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。</p> <p>2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 11 月届出分です。</p> <p>届出はありませんでした。</p> <p>3. 農業用施設の届出書の 11 月届出分です。</p> <p>届出はありませんでした。</p>

4. 11 月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

7件の届出がありました。

田 9筆 11,724.00 m² 畑 24筆 8,169.07 m² 合計 33筆 19,893.07 m²

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、12月26日の木曜日を予定しています。

令和7年第1回農業委員会総会は、令和7年1月6日月曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

6. その他

農業委員・農地利用最適化推進委員大会について説明

令和7年2月18日 火曜日 13:00～16:00

会場：岐阜グランドホテル

集合場所：中恵土地区センター

後日、ラインワークスのアンケートにより出欠を確認します。

農林業センサスについて、調査実施について説明（チラシ配布）

議

長

これもちまして、令和6年第12回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。